

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川 (湖沼を除く。) : 生物化学的酸素要求量 (BOD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)			生物化学的 酸素要求量 (BOD)
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	1mg/ℓ 以下	C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げる もの	5mg/ℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	2mg/ℓ 以下	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	8mg/ℓ 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げ るもの	3mg/ℓ 以下	E	工業用水3級 環境保全	10mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)

- (注)
1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
  2. 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 水道 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 水道 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 水産 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 水産 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
  5. 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川 (湖沼を除く。) : 全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		化学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	1mg/ℓ以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	5mg/ℓ以下
C	工業用水2級 環境保全	8mg/ℓ以下

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
  2. 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産 1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用  
水産 3級： コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
  4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
  5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級(特殊なもの)及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及び Vの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水 産 2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水 産 3種： コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)

海域：化学的酸素要求量 (COD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		化学的酸素 要 求 量 (COD)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	2mg/l以下
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	3mg/l以下
C	環境保全	8mg/l以下

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
  2. 水 産 1 級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及  
び水産2級の水産生物用  
水 産 2 級： ボラ、ノリ等の水産生物用
  3. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）  
において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2 種および3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域に  
ついて行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
2. 水 産 1 種： 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ  
安定して漁獲される  
水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多  
獲される  
水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下

参考資料3(2) 人の健康の保護に関する環境基準 (1/2)

環境基準項目及び基準値

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/l以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/l以下	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/l以下	
砒素	0.01 mg/l以下	
総水銀	0.0005 mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	
チウラム	0.006 mg/l以下	
シマジン	0.003 mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	
ベンゼン	0.01 mg/l以下	
セレン	0.01 mg/l以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	
ふっ素	0.8 mg/l以下	
ほう素	1 mg/l以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	平成21年11月追加

参考資料3(2) 人の健康の保護に関する環境基準 (2/2)

要監視項目及び指針値

項目名	指針値	備考
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/l以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/l以下	
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/l以下	
プロピザミド	0.008 mg/l以下	
E P N	0.006 mg/l以下	
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/l以下	
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/l以下	
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/l以下	
クロルニトロフェン (CNP)	—	
クロロホルム	0.06 mg/l以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	
トルエン	0.6 mg/l以下	
キシレン	0.4 mg/l以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下	
ニッケル	—	
モリブデン	0.07 mg/l以下	
アンチモン	0.02 mg/l以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下	〃
全マンガニン	0.2 mg/l以下	〃
ウラン	0.002 mg/l以下	〃

参考資料 3 (3) 水生生物の保全に関する環境基準

要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/ℓ 以下
		生物特A	0.006mg/ℓ 以下
		生物B	3mg/ℓ 以下
		生物特B	3mg/ℓ 以下
	海域	生物A	0.8mg/ℓ 以下
		生物特A	0.8mg/ℓ 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/ℓ 以下
		生物特A	0.01mg/ℓ 以下
		生物B	0.08mg/ℓ 以下
		生物特B	0.01mg/ℓ 以下
	海域	生物A	2mg/ℓ 以下
		生物特A	0.2mg/ℓ 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/ℓ 以下
		生物特A	1mg/ℓ 以下
		生物B	1mg/ℓ 以下
		生物特B	1mg/ℓ 以下
	海域	生物A	0.3mg/ℓ 以下
		生物特A	0.03mg/ℓ 以下

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値 (1/4)

一般名	水濁基準値[mg/L]	指針値[mg/L] (※水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする)	告示年月日/改正年月日
<b>ア行</b>			
アジムスフロン	0.25	2.5	平成23年4月7日
アシュラム		2	平成25年6月18日
アセキノシル	0.058	0.58	平成23年10月18日
アセタミブリド	0.18	1.8	平成24年1月11日
アセフェート	0.0063	0.063	平成25年3月18日
アゾキシストロビン	0.47	4.7	平成23年4月4日
アバメクチン	0.0015	0.015	平成25年2月6日
アミスフロム	0.2	2	平成24年4月6日
アミトラズ	0.0066	0.066	平成24年10月10日
アメクトラジン	7.1	71	平成25年10月21日
アラクロール	0.02	0.2	平成25年3月18日
イソキサチオン		0.08	平成25年6月18日
イソチアニル	0.074	0.74	平成21年10月23日
イソプロチオラン	0.26	2.6	平成22年7月5日
イブフェンカルバゾン	0.0026	0.026	平成25年6月13日
イプロジオン		3	平成25年6月18日
イプロベンホス又はI B P	0.093	0.93	平成22年12月1日
イミシアホス	0.001	0.01	平成24年7月6日
イミダクロプリド	0.15	1.5	平成22年12月1日
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタ		0.06	平成25年6月18日
イミベシコナゾール	0.026	0.26	平成23年10月18日
インダジフラム	0.05	0.5	平成24年4月6日
インダノファン	0.0093	0.093	平成23年2月15日
インドキサカルブ	0.013	0.13	平成24年4月6日
インドキサカルブMP	0.013	0.13	平成24年4月6日
ウニコナゾールP	0.042	0.42	平成22年12月1日
エスプロカルブ	0.02	0.2	平成22年7月5日
エタボキサム	0.1	1	平成25年6月13日
エチクゼート	0.45	4.5	平成25年9月11日
エチプロール	0.01	0.1	平成23年10月18日
エトキサゾール	0.1	1	平成23年10月18日
エトキシスフロン		1	平成25年6月18日
エトフェンブロックス	0.082	0.82	平成25年3月18日
エトフメゼート	0.79	7.9	平成25年6月13日
エトリジアゾール (エクロメゾール)		0.04	平成25年6月18日
オキサジアゾン	0.0095	0.095	平成23年7月4日
オキサジアルギル	0.02	0.2	平成23年10月18日
オキサジクロメホン	0.024	0.24	平成23年2月15日
オキシシ銅 (有機銅)		0.4	平成25年6月18日
オキソリニック酸	0.055	0.55	平成24年10月10日
オリサストロビン	0.13	1.3	平成23年7月4日
<b>カ行</b>			
カズサホス	0.00066	0.0066	平成23年7月4日
カフェンストール	0.007	0.07	平成22年7月5日
カルフェントラゾンエチル	0.07	0.7	平成21年6月12日
カルブチレート	0.034	0.34	平成23年2月15日
カルプロバミド	0.037	0.37	平成23年4月7日
キャプタン		3	平成25年6月18日
ケミルロン	0.02	0.2	平成23年7月4日
グルホシネート	0.024 DL-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として	0.24 DL-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として	平成22年7月5日
グルホシネートPナトリウム塩	0.024 DL-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として	0.24 DL-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として	平成22年7月5日
クレソキシムメチル	0.95	9.5	平成25年9月11日
クロチアニジン	0.25	2.5	平成23年2月15日
クロマフェノジド	0.71	7.1	平成23年7月4日
クロメプロップ	0.016	0.16	平成23年2月15日
クロラントラニプロール	0.69	6.9	平成21年5月27日
クロリムロンエチル	0.2	2	平成21年2月18日
クロルチアミド (DCBM)	0.053	0.53	平成25年2月6日
クロルピリホス		0.02	平成25年6月18日
クロルフェナピル	0.069	0.69	平成24年10月10日
クロルFTARIM	0.0069	0.069	平成25年6月13日
クロラトニル (TPN)		0.4	平成25年6月18日
クロロネブ		0.5	平成25年6月18日

※五十音順

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値 (2/4)

一般名	水濁基準値[mg/l]	指針値[mg/l] (※水濁基準値が設定されているものについては、 その値の10倍値を指針値とする)	告示年月日/改正年月日
<b>サ行</b>			
シアゾファミド	0.45	4.5	平成25年2月6日
シエノピラフェン	0.1	1	平成24年10月10日
ジカンパカリウム塩又はMDBAカリウム塩	0.93 2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンパ又はMDBA)として	9.3 2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンパ又はMDBA)として	平成22年1月12日
ジカンパジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩	0.93 2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンパ又はMDBA)として	9.3 2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンパ又はMDBA)として	平成22年1月12日
ジカンパ又はMDBA	0.93 2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンパ又はMDBA)として	9.3 2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンパ又はMDBA)として	平成22年1月12日
ジクロシメット	0.013	0.13	平成23年4月4日
ジクロスルファミロン		0.8	平成25年6月18日
ジチアノン	0.02	0.2	平成25年3月18日
ジチオピル	0.0095	0.095	平成23年7月4日
シデュロン		3	平成25年6月18日
ジノテフラン	0.58	5.8	平成22年3月26日
ジフェノコナゾール	0.025	0.25	平成25年10月21日
ジフェノコナゾール		0.3	平成25年6月18日
シフルフェナミド	0.1	1	平成25年3月18日
シフルメトフェン	0.24	2.4	平成24年10月10日
ジフルメトリム	0.0037	0.037	平成24年7月6日
シプロコナゾール		0.3	平成25年6月18日
シマジン(CAT)		0.03	平成25年6月18日
シメコナゾール	0.022	0.22	平成23年4月4日
ジメタメトリン	0.025	0.25	平成25年9月11日
ジメテナミド	0.1	1	平成22年1月12日
ジメテナミドP	0.1	1	平成22年1月12日
ジメトモルフ	0.29	2.9	平成24年7月6日
シラフルオフェン	0.29	2.9	平成22年7月5日
シロマジン	0.047	0.47	平成25年3月18日
スピネトラム	0.063	0.63	平成22年7月5日
スピノサド	0.063	0.63	平成24年4月6日
スピロジクロフェン	0.034	0.34	平成25年9月11日
スピロテトラマト	0.31	3.1	平成24年1月11日
スピロメシフェン	0.058	0.58	平成24年10月10日
<b>タ行</b>			
ダイアジノン		0.05	平成25年6月18日
ダイムロン	0.79	7.9	平成22年3月26日
チアジニル	0.1	1	平成23年4月7日
チアメトキサム	0.047	0.47	平成23年2月15日
チウラム(チラム)		0.2	平成25年6月18日
チオジカルブ		0.8	平成25年6月18日
チオファネートメチル		3	平成25年6月18日
チオベンカルブ	0.02	0.2	平成24年7月6日
チフルザミド	0.037	0.37	平成25年10月21日
チフルザミド		0.5	平成25年6月18日
テトラコナゾール		0.1	平成25年6月18日
テブコナゾール	0.077	0.77	平成23年10月18日
テブフェノジド	0.042	0.42	平成22年12月1日
テブフロキン	0.1	1	平成25年2月6日
テフリルトリオン	0.002	0.02	平成21年10月23日
トブラメゾン	0.007	0.07	平成25年6月13日
トリアジフラム	0.023	0.23	平成23年7月4日
トリクロピル		0.06	平成25年6月18日
トリクロルホン(DEP)		0.05	平成25年6月18日
トリネキサバックエチル	0.015	0.15	平成25年6月13日
トリネキサバックエチル		0.15	平成25年6月18日
トリフルミゾール		0.5	平成25年6月18日
トリフルラリン	0.063	0.63	平成25年10月21日
トリフロキシストロピン	0.1	1	平成24年4月6日
トルクロホスメチル		2	平成25年6月18日
トルフェンピラド	0.014	0.14	平成24年1月11日
<b>ナ行</b>			
1-ナフタレン酢酸ナトリウム	0.39	3.9	平成21年5月27日
ナプロバミド		0.3	平成25年6月18日
ノバルロン	0.029	0.29	平成25年2月6日

※五十音順

参考資料3(4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値 (3/4)

一般名	水濁基準値[mg/L]	指針値[mg/L]	告示年月日/改正年月日
		(※水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする)	
<b>ハ行</b>			
バクプロトラゾール	0.053	0.53	平成22年3月26日
バリダマイシン		12	平成25年6月18日
ハロスルフロメチル	0.26	2.6	平成24年4月6日
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)		1	平成25年6月18日
ビフェナゼート	0.026	0.26	平成24年1月11日
ビフェントリン	0.026	0.26	平成23年10月18日
ビメトロジン	0.034	0.34	平成24年1月11日
ピラクストロビン	0.09	0.9	平成24年4月6日
ピラクロニル	0.011	0.11	平成23年7月4日
ピラフルフェンエチル	0.45	4.5	平成25年2月6日
ピリオフェノン	0.24	2.4	平成25年10月21日
ピリダベン	0.01	0.1	平成25年9月11日
ピリダリル	0.074	0.74	平成24年1月11日
ピリフタリド	0.014	0.14	平成23年4月7日
ピリプチカルブ	0.023	0.23	平成23年2月15日
ピリフルキサゾン	0.01	0.1	平成22年1月12日
ピリプロキシフェン	0.26	2.6	平成25年2月6日
ピリベンカルブ	0.1	1	平成24年1月11日
ピリミスルファン	0.93	9.3	平成22年3月26日
ピリミノバックメチル	0.05	0.5	平成25年3月18日
フェントロチオン (MEP)		0.03	平成25年6月18日
フェノキサニル	0.018	0.18	平成23年4月4日
フェリムゾン	0.05	0.5	平成22年3月26日
フェンアミドン	0.074	0.74	平成24年10月10日
フェントエート (PAP)	0.0077	0.077	平成25年9月11日
フェントラザミド	0.013	0.13	平成23年4月4日
フェンピラザミン	0.31	3.1	平成25年6月13日
フェンブコナゾール	0.079	0.79	平成25年3月18日
フェンヘキサミド	0.45	4.5	平成25年9月11日
ブタクロール	0.026	0.26	平成25年3月18日
ブタミホス	0.02	0.2	平成23年7月4日
ブトルアリン	0.026	0.26	平成24年1月11日
ブプロフェジン	0.023	0.23	平成22年12月1日
ブラザルスフロン		0.3	平成25年6月18日
フラメトビル	0.01	0.1	平成25年9月11日
フルアクリピリム	0.15	1.5	平成25年3月18日
フルオピコリド	0.21	2.1	平成25年2月6日
フルオピラム	0.031	0.31	平成25年6月13日
フルキサピロキサド	0.055	0.55	平成25年6月13日
ブルジオキソニル	0.87	8.7	平成23年10月18日
ブルセトスルフロン	0.1	1	平成21年2月18日
フルチアニル	6.3	63	平成24年10月10日
フルトラニル	0.23	2.3	平成22年3月26日
フルフェノクソロン	0.098	0.98	平成25年2月6日
フルベンジアミド	0.045	0.45	平成24年10月10日
フルボキサム	0.021	0.21	平成21年5月27日
フルルブリミドール	0.039	0.39	平成25年11月29日
ブレチラクロール	0.047	0.47	平成22年7月5日
ブロジアミン	0.17	1.7	平成24年7月6日
ブロスルホカルブ	0.05	0.5	平成21年10月23日
ブロニカミド	0.19	1.9	平成20年12月1日
ブロバモカルブ塩酸塩	0.77	7.7	平成24年7月6日
ブロビコナゾール		0.5	平成25年6月18日
ブロビザミド		0.5	平成25年6月18日
ブロヒドロジヤクソン	0.37	3.7	平成24年10月10日
ブロピルスルフロン	0.029	0.29	平成22年7月5日
ブロモブチド	0.1	1	平成22年7月5日
ヘキサジノン	0.13	1.3	平成25年6月13日
ベノキスラム	0.13	1.3	平成23年7月4日
ベノミル		0.2	平成25年6月18日
ベルメトリン		1	平成25年6月18日
ベンシクロン	0.14	1.4	平成23年4月7日
ベンスルタップ		0.9	平成25年6月18日
ベンスルフロメチル	0.5	5	平成24年7月6日
ベンゾシクロン	0.09	0.9	平成22年12月1日
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.18	1.8	平成24年10月10日
ベンチオピラド	0.2	2	平成20年7月23日
ベンディメタリン	0.31	3.1	平成25年2月6日
ベントキサゾン	0.61	6.1	平成24年4月6日
ベンフルフェン	0.053	0.53	平成25年10月21日
ベンフルラリン (ベスロジン)		0.1	平成25年6月18日
ベンフレゼート	0.069	0.69	平成23年4月4日
ボスカリド	0.11	1.1	平成25年9月11日
ボスカリド		1.1	平成25年6月18日
ホセチル		23	平成25年6月18日
ホラムスルフロン	1.3	13	平成23年4月7日
ポリカーバメート		0.3	平成25年6月18日

※五十音順

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値 (4/4)

一般名	水濁基準値[mg/l]	指針値[mg/l] (※水濁基準値が設定されているものについては、 その値の10倍値を指針値とする)	告示年月日/改正年月日
<b>マ行</b>			
マンジプロバミド	0.1	1	平成21年2月18日
ミクロブタニル	0.063	0.63	平成24年4月6日
ミルベメクチン	0.07	0.7	平成23年10月18日
メコプロップPイソプロピルアミン塩	0.047 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	0.47 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	平成21年10月23日
メコプロップPカリウム塩	0.047 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	0.47 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	平成21年10月23日
メコプロップカリウム塩又はMCP Pカリウム 塩	0.047 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	0.47 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	平成21年10月23日
メコプロップジメチルアミン塩 又は MCP Pジメチルアミン塩、メコプロップPイ ソプロピルアミン塩	0.047 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	0.47 (RS)-2-(4-クロロ-オトリ ルオキシ)プロピオン酸(別名メコ ロップ又はMCP P)として	平成21年10月23日
メソトリオン	0.007	0.07	平成21年10月23日
メタアルデヒド	0.058	0.58	平成24年10月10日
メタゾスルフロ	0.071	0.71	平成24年10月10日
メタフルミゾ	0.31	3.1	平成24年7月6日
メタミホップ	0.011	0.11	平成23年4月4日
メタラキシ	0.058	0.58	平成24年4月6日
メタラキシM	0.058	0.58	平成24年4月6日
メトキシフェノジド	0.26	2.6	平成23年4月7日
メトコナゾール	0.1	1	平成25年2月6日
メトミフストロビン	0.042	0.42	平成25年3月18日
S-メトラクロール	0.25	2.5	平成22年1月12日
メトラクロール	0.25	2.5	平成22年1月12日
メフェナゼット	0.01	0.1	平成22年3月26日
メプロール	0.1	1	平成24年7月6日
<b>ヤ行</b>			
ヨウ化メチル	0.01	0.1	平成25年3月18日
<b>ラ行</b>			
ルフェネロン	0.037	0.37	平成25年2月6日
レピメクチン	0.053	0.53	平成24年7月6日
<b>A~Z</b>			
EPN	0.0037	0.037	平成23年4月7日
MCP Aイソプロピルアミン塩及びMCP Aナ トリウム塩		0.051	平成25年6月18日

※五十音順

参考資料 3 (5) ダイオキシン類の基準値

地点	環境基準	要監視濃度
水質	1.0pg-TEQ/l	0.5pg-TEQ/l
底質	150pg-TEQ/g	75pg-TEQ/g

参考資料 3 (6) 内分泌かく乱化学物質の基準値

物質名	重点調査濃度 <sup>※1</sup>
ビスフェノールA	24.7 μg/l
17β-エストラジール	0.0015 μg/l
エストロン	0.0016 μg/l
o, p'-DDT	0.0145 μg/l

※1「内分泌かく乱化学物質調査の考え方(案)(平成25年3月改訂)に基づく重点調査濃度。  
平成25年度以降は平成25年3月改訂の考え方(案)に基づき調査を行っている。